

# もしかして... 靈感商法カモ?

靈感商法とは...  
健康・仕事・家庭などの不安に付けこみ、  
「運気を上げるため」と単なるつぼや印鑑・置物などを  
言葉巧みに不当に高い値段で売りつけたり、  
祈祷料や献金をだまし取る商法です。

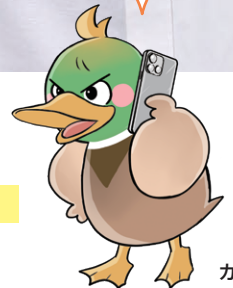


岡澤アキラさん



## ひとりで悩まずすぐ相談

その他お困りごとについては下記問い合わせ先まで



靈感商法全般について  
靈感商法等対応ダイヤル  
☎0120-005931

犯罪被害全般について  
警察相談専用電話  
#9110

身体の被害・不安について  
配偶者暴力相談支援センター  
#8008  
児童相談所  
189

心の悩みについて  
よりそいホットライン  
☎0120-279-338

もしかして…

# 靈感商法の手口カモ



## 事例1 うまい話にはウラがあるカモ!?



占いサイトに登録すると、「あなたにはオーラがある。必ず宝くじに高額当選する。」などと言われ、メールのやりとりを継続するように指示された。そんなうまい話はないと思うが信じてもいいのか。

### 助言

必ず宝くじに当選するなどうまい話はありません。相手に連絡をしてしまうと、「今買わないと運を逃す」などと言われて新たな商品を契約させられるかもしれません。相手とはこれ以上連絡を取らないようにしてください。



## 事例2 あなたの不安をあおっているカモ!?



病気や人間関係で悩み占い師に相談したところ「あなたには悪い霊がついているから除霊したほうがいい」と言われ、20万円支払ったが何も変わらない。返金してほしい。

### 助言

靈感など証明が難しい能力で、「悪霊や先祖の祟り」などと消費者の不安をあおり、またはそのような不安を抱いていることに乗じて、解決には祈祷や除霊が必要不可欠と告げ、消費者を困惑させた上で契約をした場合には、これを取り消すことができる場合があります。



## ひとりで悩まずすぐ相談を

### お知らせ ～靈感商法等による消費者被害の救済のための法律が改正されました～

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法」の一部が改正されました。(令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行)

#### 1 灵感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の拡大

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、灵感等の特別な能力により、消費者**又はその親族**の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又は**そのような不安を抱いていることに乗じて**、契約を締結することが必要不可欠と告げることにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。



#### 2 取消権の行使期間の伸長

灵感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができる時から**3年**(改正前1年)、契約締結時から**10年**(改正前5年)の間、行使することが可能です。

※改正前の灵感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

